

小値賀町議会第1回定例会 (第10日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし



## 議 事 日 程

小値賀町議会第1回定例会

平成29年3月16日（木曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 今田光弘議員 ・ 松屋治郎議員 ）
- 第 2 平成28年 議案第78号、議案第79号、議案第80号  
議案訂正の件
- 第 3 平成28年  
議案第78号 野崎島の保全及び適正な利用に関する条例案
- 第 4 平成28年  
議案第79号 野崎島ビジターセンターの設置及び管理に関する条例案
- 第 5 平成28年  
議案第80号 沖ノ神嶋神社神官屋敷の設置及び管理に関する条例案
- 第 6 議案第39号 平成29年度小値賀町一般会計予算
- 第 7 議案第40号 平成29年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 8 議案第41号 平成29年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
- 第 9 議案第42号 平成29年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第10 議案第43号 平成29年度小値賀町渡船事業特別会計予算

- 第 1 1 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
- 第 1 2 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度小値賀町下水道事業特別会計予算
- 第 1 3 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 1 4 発議第 1 号 九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書案
- 第 1 5 各委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前10時00分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって1番・今田光弘議員、2番・松屋治郎議員を指名します。

日程第2、平成28年議案第78号、野崎島の保全及び適正な利用に関する条例（案）、議案第79号、野崎島ビジターセンターの設置及び管理に関する条例（案）、議案第80号、沖ノ神嶋神社神官屋敷の設置及び管理に関する条例（案）の議案訂正の件を議題とします。

本件について、お手元に配布したとおり、町長から議案第78号、議案第79号、議案第80号の各議案の訂正の請求がっております。

お諮りします。

ただいま議題になっております平成28年議案第78号、議案第79号、議案第80号議案訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、平成28年議案第78号、議案第79号、議案第80号議案訂正の件を許可することに決定しました。

お諮りします。

日程第3、平成28年議案第78号、野崎島の保全及び適正な利用に関する条例（案）、日程第4、平成28年議案第79号、野崎島ビジターセンターの設置及び管理に関する条例（案）、日程第5、平成28年議案第80号、沖ノ神嶋神社神官屋敷の設置及び管理に関する条例（案）は、関連がありますので、一括議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、平成28年議案第78号、野崎島の保全及び適正な利用に関する条例（案）、日程第4、平成28年議案第79号、野崎島ビジターセンターの設置及び管理に関する条例（案）、日程第5、平成28年議案第80号、沖ノ神嶋神社神官屋敷の設置及び管理に関する条例（案）までを一括議題とし

ます。

平成 28 年議案第 78 号、議案第 79 号、議案第 80 号については、総務文教厚生常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

末永総務文教厚生常任委員会委員長

**総務文教厚生常任委員会委員長（末永一朗）** おはようございます。

総務文教厚生常任委員会審査報告。

本委員会に付託された事件については、審査の結果を会議規則第 41 条の規定により、報告します。

1. 委員会を開いた年月日及び場所、2. 出席した委員の氏名、3. 欠席した委員の氏名、4. 出席した委員外の議員の氏名、5. 説明のため出席した者、6. 職務のために出席した者につきましては、報告書に記載のとおりです。

7. 付託を受けた事件の件名、及び 8. 会議に付した事件の件名は、議案第 78 号、野崎島の保全及び適正な利用に関する条例（案）、議案第 79 号、野崎島ビジターセンターの設置及び管理に関する条例（案）、議案第 80 号、沖ノ神嶋神社神官屋敷の設置及び管理に関する条例（案）についてであります。

審議の経過及び結果を申し上げます。

本委員会に付託を受けた議案第 78 号、議案第 79 号、議案第 80 号については、12 月 15 日、12 月 20 日、12 月 28 日、1 月 17 日、1 月 27 日、2 月 7 日、2 月 28 日の計 7 回会議を開き、各議案について質疑を重ね、慎重に審議を行いました。また、町長から提出された 3 つの議案の内容は、全議員にも関係することから、委員外議員の発言を許可し議論しました。議案第 78 号、議案第 79 号、議案第 80 号についての主な意見は報告書に記載のとおりです。

議案第 78 号については、慎重に審議した結果、野崎島における当面の課題については、町長の執行権の範囲内において対応できるものと考えらるべきものであり、必要な対策は、早急に町長の権限の下で整えるべきと判断します。自然公園法、文化財保護法、小値賀町文化的景観保護推進条例などで、現行でも一定の規制などはかけられているので、本条例がなければ町の執行に支障をきたす状況になっていないと考えます。一方で、野崎島の保全に関する条例の制定の必要性は十分に認識するものです。しかし、まずやるべきことは町民や渡船業者、観光業者、来島者などのコンセンサスを図ることです。それを踏まえた上で、「野崎島の保全・整備に関すること」及び「小値賀町民に関すること」、「渡船事業に関すること」、「町外からの来島者に関すること」などを念頭に置いた野崎島に関する文化及び環境保全の条例を定め、改めて制定すべきと判断しました。よって本委員会は、野崎島の条例規制の意図は尊重しつつも、一旦白紙に戻し、保全に関する全体的方針や計画作り、町民参加の保全態勢などについて検討し、条例案の目的をさらに明確化する必要があるとし、採決の結

果、原案賛成多数で原案は否決するべきものと決定しました。

**議長（立石隆教）** 委員長、今、「採決の結果、原案賛成多数」と言いましたけど、「少数」ですよ。そこ訂正してください。

**総務文教厚生常任委員会委員長（末永一朗）** 原案賛成少数で原案は否決するものと決しました。

議案第 79 号については慎重に審議し、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 80 号については慎重に審議し、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教厚生常任委員会審査結果報告を終わります。

**議長（立石隆教）** これで報告を終わります。

これから、平成 28 年議案第 78 号、野崎島の保全及び適正な利用に関する条例（案）、平成 28 年議案第 79 号、野崎島ビジターセンターの設置及び管理に関する条例（案）、平成 28 年議案第 80 号、沖ノ神嶋神社神官屋敷の設置及び管理に関する条例（案）の 3 議案の委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議 員

**5 番（浦 英明）** 私も、この総務委員会の審議にですね、委員外議員として 2 回ほど出席をしております。その中でいろいろ聞いておりますと、なかなか前に進まないなというふうな感じを受けました。ところで、この 78 号議案につきましてはですね、野崎に何度も行きまして、小値賀に造詣が深い吉居先生を主にしまして相談して練り上げたこの条例をですね、たたき台としまして、不都合なところは後で修正するなり、こういうふうにしていけばいいのではないかと、こういうふうには私は思っております、原案どおりいいのではないかと、こういうふうには思っております、いかがですか。

**議長（立石隆教）** 委員長、答えていただけますか。すいません、前に来てもらえますか。

**総務文教厚生常任委員会委員長（末永一朗）** 報告書にも記載していたとおり、トータルで 27-8 時間審議した結果、こげんに報告書としてまとめて出したわけでありまして、できればですね、浦議員も言ったとおりに、そのように進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**議長（立石隆教）** 浦 議 員

**5 番（浦 英明）** 慎重に審議したということでもありますけども、私が 1 から 10 までその中に携わっていなかったんで、分からない面もあろうかと思っておりますので、質問を変えます。第 3 条ではですね、利用制限を定めることは違法じゃないと、県の田中参事、それから国の半田保護官も言っております、第 7 条の入島の責務については、国は事前届は問題ないと、こういうふうなことを言

っております。それから第 9 条、観光事業者の責務については、基本的には自己責任だと、こういうふうにも国も県も言っているわけでございます。それから第 12 条、これは入島の制限について、県はオーケーであります、個人の土地はダメだとも、まあ言っております。それから必要性のためガイド付けを義務化するべきだと、こういうふうにも言っております。このように、国・県への聞き取り調査ですかね、私もこの資料をもらいましたけども、この聞き取り調査内容、これをですね、考えまして、そのとおりで、78 号については、もう原案どおりでもいいのかなど、こういうふうにも感じたわけなんですけど、何も別に、この聞き取り調査の内容では私は違和感を感じなかったんですけど、どのように思いますか。

**総務文教厚生常任委員会委員長（末永一朗）** 議員も総務委員会の中に数回か傍聴して、内容は分かっていると思いますが、やはりいろいろ審議の結果ですね、これから野崎島を想うためには、いろいろ第三者の意見も聞いたりして、審議の結果、報告書のとおりまとめたわけでありまして、そういうところを理解していただきたいと思っております。以上です。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

どうぞ委員長、お帰りください。

これで質疑を終わります。

これから平成 28 年議案第 78 号、野崎島の保全及び適正な利用に関する条例（案）についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

今 田 議 員

**1 番（今田光弘）** 反対討論を行います。

野崎島を訪れる観光客が増えるにつれ、マナーを守れない人や、自然や景観を破壊する人、文化財を傷める人等が増えることは間違いありません。また野崎島の地形的や地理的な潜在リスクも、決して低いわけではありません。遭難する人も出てくるかもしれません。そのような状況の中、野崎島の景観を守りたい、観光客の安全を最大限確保したいと考えると、やはり何らかの条例や入島ルールは必要ではあると僕も思います。大変苦労されて作られたこの条例案、まずは制定し、先ほども話がありましたが、問題があればその都度改正していけばいいのではないかと、という意見も確かにあるようです。ですが、僕にはどうしても看過できない点があります。

環境省は、国立公園の定義を「日本を代表するすぐれた自然の風景地を保護するために開発等の人為を制限するとともに、風景の観賞などの自然に親しむ利用がしやすいように、必要な情報の提供や利用施設を整備し」とあります。

また、国立公園の根拠となっている自然公園法では、その第1条(目的)に、「この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図る」と書かれています。利用の増進が目的であり、例外的には、特別地域内の利用調整地区に、「当該公園の風致または景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるとき」に限って立ち入り制限をすることができるかとされていますが、もちろん野崎島はこれには該当しません。

小値賀町文化財保護条例においても、小値賀町文化的景観推進条例においても、建築物や工作物等に関する行為制限はありますが、人の立ち入り制限については触れられていません。だからこそ、この条例案第3条の中で、「訪れる者への行為制限等を定め」ようとしたのでしょう。さらに条例案第11条で、あらかじめ入島を届け出なかった者に対し、町長は入島拒否または退去を命ずることができるかとされています。しかしこのことは、自然公園法の国民の利用の増進を図るといふ本来の目的、主旨に反する可能性が高いと僕は考えます。

憲法第22条第1項では、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転の自由を有する」と明記されています。この場合の移転とは、旅行も含まれていると一般的に解釈されており、公共の福祉に反しない限りは、どこへでも旅行する権利が誰にでも保障されています。あらかじめ入島の届を出さなかったことが公共の福祉に反するとは言えず、よって、あらかじめ入島の届を出さなかったことだけの理由で町長が入島拒否または退去を命ずることができる、つまり移転の自由を制限することとなるこの条例案は、移転の自由を保障している憲法に違反する可能性が高いと僕は考えます。

以上の理由から、この条例案には反対しますが、入島者が今後増加することは必至であり、さまざまなトラブルやアクシデントが起こることは必然で、やはり何らかの対策は必要だと思います。まずできることは、各種法律や既存の条例を根拠とした野崎島での禁止事項と、自然環境や文化遺産を守るためにもぜひ守ってほしいマナー、あるいは行動は自己責任であること等を明記した、野崎島利用ガイドラインのようなものを作成し、町民、観光客に周知徹底することだと思います。入島届は、条例で提出を義務付けるのではなく、野崎島に着いたら入島届を出す、あるいは、はまゆう乗船前に名簿を記入していただく等の自然な流れをシステムとして作ることが必要だと思います。そして、観光事業者や渡船事業者、関係団体、町民有志等の小値賀町全体を巻き込んだオール小値賀で「野崎島を守る会」のような組織ができ、自発的な形でのルール作り、あるいは自主規制のような野崎島に関する「申し合わせ」が、トップダウンではないボトムアップの形でできればベストで、その下支えをぜひ町にしていただければと思います。

以上、反対討論を終わります。

**議長（立石隆教）** 次に原案に賛成者の発言を許します。 **横山議員  
6番（横山弘藏）** 私は、議案第78号、野崎島の保全及び適正な利用に関する条例（案）に対する賛成討論を行います。

野崎島は、皆さんご存知のとおり、聖なる神の島として古来より信仰のよりどころであり、お山様として深い敬意を持って崇められてきました。全国に50カ所余りしかない国の重要文化的景観にも認定され、さらに今日では、野崎島全島のキリスト教関連遺産の世界遺産登録も目前に迫っている状況になっています。しかし時代の移り変わりにより、今は人の目が十分に届かない無人島があります。そのような無人島であることの特徴も踏まえて、教育委員会が主管する小値賀町文化的景観保護推進条例では不十分な面もあり、町長部局の関与を定める今回の条例案で補完・強化することにあると私は思います。今後増加すると予想される観光客など小値賀町内外からの入島者の人為的行為により発生するであろう島内の自然環境の悪化、及び町文化財を含む公共施設の劣化、毀損等への対応の必要性が生じています。また、入島者の安全確保に努めることも町の責務として取り組むことが求められているところでもあります。この条例案の第7条に明記されている入島者の責務において、「入島を届け出るものとする」という条文、これは正に入島者の安全確保を第一に考えた条文であって、決して憲法に保障されている移動の自由に違反するものではないと考えます。どこに立ち入り制限の条文があるのか、私には理解できません。条例とは地域社会のルールでもあり、その意味は規則であり、約束事を定めるものでもあります。2000年以降の地方分権改革による条例制定権の拡大、それに伴って法律先占論の見直しが進む中、町独自の条例を定めることは評価したいと思いません。しっかりした条例を定めることにより、それに準ずる形でマナー等の周知の必要性が発生するのではないのでしょうか。このような無人島である野崎島における環境の変化を、この条例案により、小値賀諸島の文化的景観、保存調査報告書、この400ページにも及ぶ野崎島の報告書でも分かるように、長い年月積み上げられてきた野崎島の貴重な文化遺産の保護、またそれを育ててきた野崎島の自然を守ることで、後世に受け継がれていくものと確信します。よって、本条例案は、国の重要文化的景観への選定により生じている小値賀町の義務ないし責務を果たすものと考えます。以上のことからこの条例案が野崎島を守る核心となり、速やかに施行されることを望みます。なお、施行規則などは、屋久島登山におけるマナーガイドラインその他の事例を参考にして十分に協議し、入島者に必要以上の負担がかからないよう、これは配慮を求めたいと思います。

以上で、私の本条例案に対する賛成討論を終わります。

**議長（立石隆教）** 次に原案に反対者の発言を許します。  
ありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成 28 年議案第 78 号、野崎島の保全及び適正な利用に関する条例(案)を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は、原案否決です。

原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立少数です。

したがって、平成 28 年議案第 78 号、野崎島の保全及び適正な利用に関する条例(案)は、委員長報告のとおり否決されました。

これから、平成 28 年議案第 79 号、野崎島ビジターセンターの設置及び管理に関する条例(案)についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

今田議員

**1 番(今田光弘)** この条例案に対する反対討論を行います。

この条例案は、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づいて制定するとありますが、そもそも「公の施設」とは、同法第 244 条第 1 項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とあります。つまり、小値賀町民が利用するためのものであり、町民の福祉を増進する目的で設置されるべきものです。主に町外からの観光客をターゲットとした施設であれば、そもそも公の施設と言えるのか大きな疑問ではありますが、小値賀町民の利用もないことはないと考えれば、公の施設としては、ぎりぎりセーフであると言えなくもありません。

そうした中で、この条例案の第 5 条に、「ビジターセンターを利用しようとする者は、あらかじめ、町長に通知しなければならない」とあります。ビジターセンターというのはその名のとおり、誰でもウェルカムな施設であるべきで、利用しようとする際にあらかじめ町長に通知が必要となると、それはもうビジターセンターとは言えないと思います。事前に通知をしていないからビジターセンターは利用できないとなると、例えばトイレはビジターセンターの中にあります。まさか通知していないからトイレは使えない、とは言えないでしょう。

となれば、現場におけるその実効性について、甚だ疑問を感じざるを得ません。

「公の施設」としてのビジターセンターであるならば、あらかじめ町長に通知する必要はなく、自由に出入りできるものであってしかるべきだと私は考えますので、この条例案には反対いたします。

以上、反対討論を終わります

**議長（立石隆教）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。 横山議員

**6番（横山弘藏）** 私は賛成討論をしたいと思います。

ビジターセンターの届出制について問題が提起されておりますけれども、私はやはり無人島であることの特徴を踏まえて、ビジターセンターの会館時間が限られております。そういった中で、ビジターセンターを利用する方々の時間的制限があると思いますので、前もってやはりちゃんとした届出があったほうがですね、なるべくあったほうが、利用者に不便をかけないと思いますので、そういった点において、今回のビジターセンターの設置条例に対しては、これでもいいのではないかという判断をしています。

以上で私の賛成討論を終わります。

**議長（立石隆教）** 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成28年議案第79号、野崎島ビジターセンターの設置及び管理に関する条例（案）を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立多数です。

したがって、平成28年議案第79号、野崎島ビジターセンターの設置及び管理に関する条例（案）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから平成28年議案第80号、沖ノ神鳴神社神官屋敷の設置及び管理に関する条例（案）についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

今田議員

**1番(今田光弘)** 沖ノ神嶋神社の神官屋敷は、無人となって十数年の後、見事にリノベーションされ、小値賀町民の新たな共有財産としてこれからも末永く大切にしていかなければなりません。適切な管理がなされるとともに、多くの町民、観光客にここを訪れていただくためにも、この条例案は必要と考えます。

以上、賛成討論を終わります。

**議長(立石隆教)** ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成28年議案第80号、沖ノ神嶋神社神官屋敷の設置及び管理に関する条例(案)を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立全員です。

したがって、平成28年議案第80号、沖ノ神嶋神社神官屋敷の設置及び管理に関する条例(案)は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。

**日程第6、議案第39号から日程第13、議案第46号までの平成29年度小値賀町各会計予算については、予算特別委員会を設置して付託しておりましたので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。**

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第39号から日程第13、議案第46号までの平成29年度小値賀町各会計予算については、一括議題とします。

日程第6、議案第39号、平成29年度小値賀町一般会計予算から議案第46号、平成29年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計までは、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

土川予算特別委員会委員長

**予算特別委員会委員長（土川重佳）** 予算特別委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第 41 条の規定により報告します。

1. 委員会を開いた年月日及び場所、2. 出席した委員の氏名、3. 欠席した委員の氏名、4. 出席した委員外の議員の氏名、5. 説明のために出席した者、6. 職務のために出席した者につきましては、報告書に記載のとおりです。7. 付託を受けた事件の件名、及び 8. 会議に付した事件の件名は、議案第 39 号、平成 29 年度小値賀町一般会計予算、議案第 40 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 41 号、平成 29 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算、議案第 42 号、平成 29 年度小値賀町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 43 号、平成 29 年度小値賀町渡船事業特別会計予算、議案第 44 号、平成 29 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算、議案第 45 号、平成 29 年度小値賀町下水道事業特別会計予算、議案第 46 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。

審議の結果及び経過を申し上げます。

本特別委員会は、3 月 8 日、9 日、10 日の 3 日間、委員会を開き、各議案について質疑を重ねました。質疑の主なものは、お手元の報告書に記載のとおりでございます。慎重に審議した結果、議案第 39 号の一般会計予算、議案第 40 号から議案第 46 号までの特別会計予算 7 件について賛成全員で、全議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

3 日間の予算特別委員会を開きましたが、委員の姿勢、説明する執行部の姿勢も真剣で、真摯に質疑応答がなされました。討論では、「雇用創出、子育て支援策による、産業振興、人口対策に力点を置いた予算であり、人材育成施策に今後も推進してもらいたいので賛成だ」という意見、「世界遺産の啓蒙や農産物の PR、奨学金の支給について、積極的な対応が見られなかったのが気になるが、今後それぞれの取り組みや活用を期待して賛成した」という意見などが出されました。

平成 29 年度当初予算は、総合計画、各種計画、総合戦略等に挙げられた事業をはじめ、本町の基幹産業である第 1 次産業の健全な経営の維持とさらなる発展へつなげる施策、子育て支援に対応した各種取り組み、地域おこし協力隊の活用、老朽化に対する維持補修対策、野崎島の観光に向けた取り組みなど、年度当初から取り組むべき事業については予算計上されておりました。また、人口減少対策として UI ターン者の定住促進に向けた取り組み、後継者対策、イノシシ対策、燃油補助や観光ダイビング関係予算、小中学校の ICT 化なども予算化され、十分な効果が発揮できることを期待したいと思います。また、平成 29 年度計上された全ての事業の必要性、有効性、費用対効果などの総合的な検討を行い、その目的を達成するため、限られた財源を有効に活用していただきたい

と思います。特別職の給与を上げる条例が今回、本会議で否決され、当初予算に計上されていますが、然るべきときに補正することを望みます。

以上で予算特別委員会審査結果報告を終わります。

**議長（立石隆教）** これで報告を終わります。

お諮りします。

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

これから、議案第 39 号、平成 29 年度小値賀町一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

宮 崎 議 員

**7 番(宮崎良保)** 平成 29 年一般会計予算案に賛成の立場で討論をいたします。

歳入歳出それぞれ 26 億 4,600 万円で、昨年と比較して 5 億 4,800 万円と、大きく減額となっております。歳入では、福祉事務所の補助金が普通交付税に繰り入れられたこともあり 5,600 万円増額しているものの、振興基金繰入が 1 億 8,170 万円の減額、町債の 3 億 470 万円の減額が主なもので、農産物加工場をはじめ野崎ビジターセンターの建設や神官屋敷の改修などハード面の整備があり、ソフト面においても子育て支援などの地方創生事業にかかる経費が本年度は少なかったのがその理由だと、推測をされます。歳出の予算配分についても昨年は農林水産業に 17.33%と多く配分され、次に民生費の 17.14%、教育費 16.9%など、地方創生事業及び世界遺産関係に多くの予算が配分されたのに対し、本年は民生費に 21.22%、農林水産業に 16.02%、総務費に 13.56%、公債費に 13.20%と大きく変化し、昨年より増額された農林水産業において畜産業費と林業費が増額され、高値が続く畜産業の産地育成の強化に対するものが主なもので、林業では有害鳥獣対策や松くい虫の被害に対する経費など、実態に合った予算の配分と推察をします。ただ、昨年 3 番であった教育費が本年度は 7 番目と、3 億 1,700 万円の減額となっています。これは世界遺産関連の事業が一段落したものと推測をしますが、昨日の中学校の卒業式でもあったように、現在、小中高一貫教育の中で、遣未来学による生徒の小値賀を知る教育がなされており、模擬議会による生徒のさまざまな考え方を生かすために、町としても考慮

すべきところではないかと思しますので、今後の対応を期待するものです。とはいえ、本年度の予算の配分は、その内容において堅実な配分と思しますので、平成 29 年一般会計予算案について、賛成をいたします。

以上です。

**議長（立石隆教）** ほかに討論はありませんか。 今 田 議 員

**1 番（今田光弘）** 賛成討論を行います。

本予算案の審議を通じ、いくつか気になった部分があります。まず、今まで行ってきた各種事業について、その効果はあるのか。町民全体の福祉を考えているのか。堅実な予算であるか。一つ一つ検証しているのでしょうか。一度始まった事業を見直したり止めたりすることは、新たな事業を始めるよりは、はるかに大きな勇気が必要ですが、常にその大原則を忘れずに予算を執行していただきたいと思えます。また地域おこしの協力隊のあり方、考え方について気になる部分がありました。隊員の活躍が小値賀町の活性化につながっている部分も確かにあると思えます。しかし、隊員の報酬等で町としての実質的な支出はないものの、国からの交付金、つまり国民の税金が 1 人 1 年間に 400 万円、限度期間の 3 年間で 1 人 1,200 万円も使われているということを見ると、もう一度原点に戻り、広い視点でそのあり方を検討する必要があるのではないかと思います。最後に、今定例会初日の日程第 10、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）、いわゆる町三役の給与を約 5% 上げるといふ条例案は否決されています。改正を前提にした本予算案は、しかるべき時期にその補正をするとともに、嘱託職員と臨時職員の報酬、賃金の引き上げの実施をぜひ検討していただきたいと思えます。

以上、全体的には特に問題とすべき点はなく、ほぼ堅実な予算だと思えますので、平成 29 年度小値賀町一般会計予算案に賛成いたします。

以上です。

**議長（立石隆教）** ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 39 号、平成 29 年度小値賀町一般会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立全員です。

したがって、議案第 39 号、平成 29 年度小値賀町一般会計予算は、委員長報

告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立全員です。

したがって、議案第 40 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号、平成 29 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 41 号、平成 29 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立全員です。

したがって、議案第 41 号、平成 29 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号、平成 29 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算

についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 42 号、平成 29 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立全員です。

したがって、議案第 42 号、平成 29 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、平成 29 年度小値賀町渡船事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 43 号、平成 29 年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立全員です。

したがって、議案第 43 号、平成 29 年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、平成 29 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 44 号、平成 29 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立全員です。

したがって、議案第 44 号、平成 29 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、平成 29 年度小値賀町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号、平成 29 年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立全員です。

したがって、議案第 45 号、平成 29 年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 46 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長（立石隆教）** 起立全員です。

したがって、議案第 46 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

**日程第 14、発議第 1 号、九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書(案)を議題とします。**

本案について趣旨説明を求めます。

宮崎議員

**7 番（宮崎良保）** 九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書（案）についての趣旨説明を行います。

九州新幹線西九州ルートは、西九州地域の産業振興や交流人口の拡大等につながる重要な交通基盤であるとともに、小値賀町の経済圏に大いに影響を与える極めて重要な役割を担うものと考えられます。この西九州ルートはフリーゲージトレインの導入を前提に、武雄温泉・長崎間の工事実施計画が認可され、平成 34 年度の開業に向け工事が進められております。博多・鳥栖間は鹿児島ルートと路線を共有し、鳥栖・武雄間は在来線を活用、武雄温泉・長崎間はフル規格での新線で、軌間の異なる在来線と新幹線の直通できる軌間可変電車、いわゆるフリーゲージトレインを導入して、2022 年度内の開業を目指していましたが、軌間可変電車の開発が大幅に遅れ、平成 27 年 10 月には国から平成 34 年度中に量産車を導入することは困難であるとの見解が示されました。これを受けて平成 28 年 3 月に関係 6 者による九州新幹線西九州ルートの開業のあり方に係る合意がなされ、平成 34 年度に武雄温泉での新幹線と在来線特急の対面乗換方式、いわゆるリレー方式により暫定開業するという事になっております。なお、フリーゲージトレインについては、その後改良された台車にて室内走行試験が実施されたものの、この試験の途中において再び不具合が生じ、平成 28 年 11 月に開催された軌間可変技術評価委員会において、「現時点においてはそのまま耐久走行試験に移行する条件は満たされていない」と評価されたのを受け、国からは今後、検証走行試験の実施とコスト削減策の検討を行い、改めて今年初夏に耐久走行試験の再開について評価を受けるということになっております。こうした経緯から、フリーゲージトレインの実現性について新幹線開業を待望する県民の間には戸惑いや懸念が広がり、また営業主体である鉄道事業者からも、次回の軌間可変技術評価委員会の評価結果によっては全線フル規格化の検討が必要との姿勢が示されるなど、最終的な西九州ルートのあり方を早急に求める声が上がっております。

昨年開催された長崎県市町村新幹線推進会議において、リレー方式は極めて不便であり、フル規格での整備を強く要請する旨の採択が行われました。よって、本町議会においても、フル規格の新幹線整備が本町の人口交流の増による活性化につながるものと確信し、国に対し次のとおり対応されるよう強く望むものです。

1. 新幹線本来の時間短縮効果が発揮できるよう、山陽新幹線への直接乗り入れを確実に実現すること。

2. 対面乗換方式、いわゆるリレー方式が固定化することがないよう、全線フル規格化を視野に入れた検討を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出したいと思います。

議員諸氏の慎重な審議の上、全員一致での賛同をお願いします。

以上です。

**議長（立石隆教）** これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 反対討論なしと認めます。

次に本案に賛成者の発言を許します。

松屋議員

**2番（松屋治郎）** 私は、九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書に賛成の立場で討論いたします。

趣旨説明でもあったように、九州新幹線西九州ルートは長崎県及び本町の産業振興や交流人口の拡大等につながる重要な交通基盤であると考えられます。しかし、現段階での西九州ルートはフリーゲージトレインの導入を前提に計画されたものの、その電車の開発が大幅に遅れ、国から平成34年度中にその電車の量産導入は困難であるとの見解が示されました。これを受けて関係6者による合意の中で、平成34年度に武雄温泉駅での新幹線と在来線との対面乗換方式、リレー方式により暫定開業することとなりましたが、この対面乗換方式は極めて不便であることから、県民をはじめ、さまざまな関係団体から、九州山陽新幹線に直接乗り入れることができる全線フル規格化の検討が必要であるとの声も、多く上がっております。また、より効果的に地方創生、産業振興、交流人

口拡大等を図るためには、早くて便利なフル規格の整備を進めるべきだと考えます。

よって私は、九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書案に賛成いたします。

以上、私の賛成討論を終わります。

**議長（立石隆教）** ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 1 号、九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号、九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書（案）は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただ今決定されました案件につきましては、会議規則第 45 条の規定により、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長、富岡勉衆議院議員、加藤寛治衆議院議員、谷川弥一衆議院議員、北村誠吾衆議院議員、高木義明衆議院議員、金子原二郎参議院議員、古賀友一郎参議院議員へ、それぞれ送付することにいたします。

**日程第 15、各委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。**

各委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査（審査）の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査(審査)とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 58 分 —

— 再 開 午 前 10 時 59 分 —

**議長(立石隆教)** 再開します。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成29年小値賀町議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

— 午 前 11 時 00 分 閉 会 —